

国空空技第 191 号

令和 8 年 8 月 20 日

東京航空局次長 殿
大阪航空局次長 殿
航空保安大学校長 殿
東京航空交通管制部長 殿
神戸航空交通管制部長 殿
福岡航空交通管制部長 殿
国土技術政策総合研究所 管理調整部長 殿
北海道開発局 港湾空港部空港・防災課長 殿
東北地方整備局 港湾空港部長 殿
北陸地方整備局 港湾空港部長 殿
関東地方整備局 港湾空港部長 殿
中部地方整備局 港湾空港部長 殿
近畿地方整備局 港湾空港部長 殿
中国地方整備局 港湾空港部長 殿
四国地方整備局 港湾空港部長 殿
九州地方整備局 港湾空港部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課長

猛暑による厳しい作業環境に対応した工事及び業務における取組

今後も夏の猛暑が続くと想定される中、厳しい作業環境においても、受注者が柔軟に作業を行うことが可能となるよう、猛暑時間により現場施工を回避した場合の工期延長や熱中症対策に係る経費の計上等に係る取組について、既通達を含め取りまとめたので通知する。

適用にあたっては、「猛暑による厳しい作業環境に対応した工事及び業務における取組（運用）」〔別添 1〕によるものとし、「空港請負工事積算基準の一部改定について（令和 8 年 3 月 19 日付け国空空技第 574 号）」「空港土木工事の熱中症対策に資する現場管理費の補正方法の運用について（一部改定）（令和 5 年 5 月 8 日付け事務連絡）」「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン（令和 7 年 3 月 31 日付け国空空技第 584 号）」の通達を参照するものとする。

猛暑による厳しい作業環境に対応した工事及び業務における取組（運用）

猛暑による厳しい作業環境に対応した工事及び業務における取組について、下記のとおり実施するものとする。

記

1. 対象

空港内の土木工事（維持工事を含む）及び業務を対象とする。

なお、4. 工事及び業務の実施における取組については、通知日以降、既契約工事及び業務であっても対応可能なものから適用する。

2. 猛暑期間・猛暑日数・猛暑時間の考え方

猛暑期間とは、気象条件、作業環境等を踏まえ、地域毎に設定するものとし、過去5か年の環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている地域毎のWBGT 値を参照し、8時から17時までのWBGT 値31以上が観測された最初の観測日から最後の観測日を、猛暑期間の始期及び終期とする。

猛暑日数とは、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている年毎のWBGT 値31以上の時間数を日数換算し、平均した値（対象：5か年）とする。

猛暑時間とは、当該工事及び業務の作業時間（原則8時間）内において、地域毎の環境省熱中症予防情報サイトに掲載されているWBGT 値が31以上を観測した時間とする。

3. 工事及び業務の発注における取組

1) 猛暑日数を考慮した適切な工期設定の実施及び設計図書の作成

「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」に則り、休日数、降雨・降雪等の日数に猛暑日数を加えた雨休率を算出し^{※1}、雨休率を見込んだ不稼働日数を考慮して適切な工期を設定するものとする^{※2}。

※1 「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン（令和7年3月31日付け国空空技第584号）」

【本編】第1 総論 5 用語の定義

※2 「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン（令和7年3月31日付け国空空技第584号）」

【本編】第4 工期全般にわたって考慮すべき事項

2) 適切な設計図書の作成

設計不足や関係機関との協議不足等により、当初発注時に見込んだ猛暑期間の工事内容や工事量が変わること、また、入札時に受注者が予定した工程が遅延することにより、猛暑期間中の現場施工の回避ができなくなることを防ぐため、発注者は現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成に努めること。

3) 可能な範囲で予め猛暑期間を回避した工事の発注

工事の発注にあたって、可能な範囲で予め猛暑期間の現場施工を回避した工事発注に努めるものとする。

また、工期に猛暑期間が含まれる可能性がある場合には、事業全体の工程や工事の重要度などを踏まえ、熱中症のリスクが高い作業（高温多湿な環境での作業等）が猛暑期間にかからないよう、可能な範囲で工期を調整するものとする。

なお、工期を調整するとは、例えば、余裕期間、準備期間、工場製作、後片付け等が猛暑期間に収まるような調整等により猛暑期間を回避するような工夫をいう。

4. 工事及び業務の実施における取組

1) 猛暑時間により現場施工を回避した場合の工期延長

猛暑時間により現場施工を回避したことで工期延長が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことが可能な旨を、特記仕様書に明示するものとする。ただし、工事の性質上、工期延長が困難な場合はこの限りではない。

なお、実施については、〔別添 2〕「猛暑時間により現場施工を回避した場合の工期延長（実施要領）」による。

5. 工事及び業務の積算における取組

1) 工事における熱中症対策に係る経費の計上

空港土木請負工事積算基準を適用する工事においては、主に作業員個人に対する熱中症対策費用は現場管理費の補正により計上し^{※3}、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策費用は共通仮設費の現場環境改善費に積み上げ計上を行うものとする^{※4}。

なお、上記取組における熱中症対策の主な事例について以下のとおり補足する。

【作業員個人に対する熱中症対策の主な事例】

熱中症飴、タブレット、経口補水液、熱中症対策キット、ヘルメット取付ソーラー充電式ファン、クーリングベルト、遮光チョッキ、速乾性及び通気性の良い安全チョッキ、空調服

【現場の施設や設備に対する熱中症対策の主な事例】

暑さ測定器具、遮光ネット、ドライミスト発生器具、ミスト扇風機、作業場用大型扇風機、送風機、エアコン、給水器、シャワー室、冷蔵庫、製氷機、自動販売機、日除けテント、簡易休憩所、休息車、クーラーボックス

※3 「空港土木工事の熱中症対策に資する現場管理費の補正方法の運用について（一部改定）（令和5年5月8日付け事務連絡）」

※4 「空港請負工事積算基準の一部改定について（令和8年3月19日付け国空空技第574号）」

第1部第1編第7章1-4 避暑（熱中症予防）・防寒対策に関する費用について

2) 業務における熱中症対策に係る経費の計上

空港土木請負工事積算基準を適用する業務においては、熱中症対策費用は、間接原価に作業員個人に対する費用を計上しているが、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に關す

る費用については、積み上げ計上を行うものとする※5。

なお、上記取組における熱中症対策の主な事例について以下のとおり補足する。

【現場の施設や設備に対する熱中症対策の主な事例】

暑さ測定器具、遮光ネット、ドライミスト発生器具、ミスト扇風機、作業場用大型扇風機、送風機、エアコン、給水器、シャワー室、冷蔵庫、製氷機、自動販売機、日除けテント、簡易休憩所、休息車、クーラーボックス

※5 「空港請負工事積算基準の一部改定について」（令和8年3月19日付け国空空技第574号）

第2部第2節2-2（2）1）間接原価

6. 用語の読み替え

・3. 工事及び業務の発注における取組及び4. 工事及び業務の実施における取組に係る業務については、文中の「工事」を「業務」に、「現場施工」を「現場作業」に、「工期」を「履行期間」に、「監督職員」を「調査職員」にそれぞれ読み替える。

以上

猛暑時間により現場施工を回避した場合の工期延長（実施要領）

猛暑時間により現場施工を回避した場合の工期延長について、以下のとおり実施するものとする。

1. 実施内容

猛暑時間により現場施工を回避したことで工期延長が必要となる場合には、監督職員と協議を行うことができるものとする。ただし、工事の性質上、工期延長が困難な場合はこの限りではない。

2. 工期延長協議の対象となる猛暑日日数の算出方法

工期延長協議の対象となる猛暑日日数は、現地施工を実施した日（当初、現場施工を予定し作業中止した日も含む）の当該工事の作業時間 8～17 時※を対象に、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている WBGT 値が 31 以上を観測した猛暑時間を合計し、この合計値をもとに算出した日数（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し日数換算）とする。

（計算例）

工期延長協議の対象となる猛暑日日数＝

合計した猛暑時間（WBGT 値 31 以上）÷ 8 時間（1 日の作業時間）

※実態の作業時間に合わせて対象時間を変更しても良い。

工期延長協議の対象となる猛暑日日数が「港湾・空港工事の工期の設定に関するガイドライン」に則り、特記仕様書の工期に加えている猛暑日日数を下回った場合は、その日数は変更の対象としない。（工事の場合のみ）

3. 工期延長協議に必要な書類

受注者は、工期延長協議を行う必要がある場合、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表、現場から一番近い地域の環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている実況推定値一覧表を添付し、発注者に提出しなければならない。

4. 用語の読み替え

業務については、文中の「工事」を「業務」に、「現場施工」を「現場作業」に、「工期」を「履行期間」に、「監督職員」を「調査職員」にそれぞれ読み替える。